入　札　公　告

「橿原考古学研究所附属博物館 排水管改修工事」について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１２条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和６年１２月１２日

奈良県立橿原考古学研究所副所長　大峯朝記

第１　競争入札に付する事項等

１　工事名　　橿原考古学研究所附属博物館 排水管改修工事

２　工事場所　　橿原市畝傍町地内

３　工事概要　　排水管改修工事

４　工事期間　　契約締結日～令和７年３月３１日

５　予定価格　　６，１７１，０００円
（消費税及び地方消費税（計 10%）を含みます）

６　最低制限価格　５，５１３，２００円
（消費税及び地方消費税（計 10%）を含みます）

７　入札方法　入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

８　入札回数　１回

９　落札者の決定方法　最低制限価格制度を採用
開札後、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定します。詳細は入札説明書によります。

10　入札保証金及び契約保証金
入札保証金は免除します。
契約保証金は奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条に定めるところによります。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件を全て満たしたもののみが、この工事に参加することができます。

<table>
<tr><td rowspan="2">1　奈良県建設工事等競争入札参加資格</td><td>登録業種</td><td>その他（管工事）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　建設業の許可</td><td>業　種</td><td>管工事業</td></tr>
<tr><td>種　別</td><td>一般建設業又は特定建設業</td></tr>
<tr><td colspan="3">3　本店の所在地に関する条件
所在地要件なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">4　施工実績等
公告日から過去５年以内に国又は地方公共団体と、４４０万円以上の管工事について契約し、履行した実績を有すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">5　配置技術者に関する条件
次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中１名配置できること。
①入札説明書別表１の配置予定技術者の資格要件を満たす者
②平成２１年４月１日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し、引き渡しが完了した１の登録業種に係る工事の従事経験を有する者
③競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に３か月以上の雇用関係にある者</td></tr>
<tr><td colspan="3">6　現場代理人に関する条件
競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として１名配置できること。なお、現場代理人、配置技術者（監理技術者（監理技術者補佐を置く場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。</td></tr>
<tr><td>7　その他</td><td colspan="2">入札説明書に記載されている条件を満たしていること。</td></tr>
</table>

第３．入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場　所　等
入札説明書等の交付	令和６年１２月１２日（木） ～ 令和６年１２月２３日（月）	奈良県立橿原考古学研究所ホームページからダウンロードしてください。 （ホームページアドレス） https://www.kashikoken.jp/
設計図書等の交付	令和６年１２月１２日（木） ～ 令和６年１２月２３日（月）	奈良県立橿原考古学研究所ホームページからダウンロードしてください。 （ホームページアドレス） https://www.kashikoken.jp/
現場確認 ※現場確認を希望する者のみ	令和６年１２月１８日（水） １０時３０分～ ※参加の場合は、「現場確認参加申込書」（様式 2）を FAX で送付。 提出期限：１２月１７日（火） １２時００分	[場所] 橿原考古学研究所附属博物館 [申込書提出先] 奈良県立橿原考古学研究所 総務課 FAX:0744-24-6747

設計図書等に関する質問の受付 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。	令和６年１２月１８日（水） １７時まで FAX に限ります。	第５の２まで任意の書面により提出してください。 （FAX 送信後電話で連絡をお願いします。）
質問に対する回答	令和６年１２月２０日（金） １３時以降（予定）	奈良県立橿原考古学研究所ホームページに掲載します。 （ホームページアドレス） https://www.kashikoken.jp/
競争入札参加申込書(様式１)の提出	令和６年１２月２３日（月） １７時まで（FAX 又は持参）	第５の２まで提出してください。
郵便の場合 **入札書及び入札金額の内訳書の提出**	令和６年１２月２５日（水） １７時必着（期限までに到達したもののみ有効。） 書留郵便に限ります。	[送付先] 〒６３４－００６５ 奈良県橿原市畝傍町１番地 奈良県立橿原考古学研究所 総務課あて ※封筒の表に「親展」と朱書きしてください。 ※入札書は二重封筒とし、表封筒には、『橿原考古学研究所附属博物館 排水管改修工事入札書在中』と朱書し、企業名を明記し、中封筒に入札書を及び工事費内訳書（様式３）を入れ、直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしてください。
入開札	令和６年１２月２６日（木） １０時００分	[入開札場所] 奈良県立橿原考古学研究所 附属博物館２階　会議室 ※くじ引きを行う場合は、開札後直ちに実施します。
競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料、施工体制確認調査書類の提出（第４に該当する者のみ）	令和６年１２月２７日（金） １７時まで 持参に限ります	第５の２まで提出してください。

※　上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年奈良県条例第３２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後１時までを除きます。

第４　競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、提出された書類について発注者が説明を求めた場合には、速やかにこれに応じなければなりません。

第５　その他

１　入札の無効

第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格がない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

２　問い合わせ先等

入札及び競争入札参加資格確認申請書等に関すること並びに契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒６３４－００６５　奈良県橿原市畝傍町１番地

奈良県立橿原考古学研究所総務課

電話　０７４４―２４－１１０１

FAX　０７４４－２４－６７４７

３　その他

（１）詳細は、入札説明書によります。

（２）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

（３）電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア　電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

(ｱ) doc 形式　（MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。）

(ｲ) docx 形式　（MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。）

(ｳ) xls 形式　（MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。）

(ｴ) xlsx 形式　（MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。）

(ｵ) pdf 形式　（Adobe Reader DC で読み取りが可能なものに限る。）

(ｶ) jtd 形式　（一太郎 Pro で読み取りが可能なものに限る。）

イ　電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ　ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。

エ　電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

以上